

- 1 日時 : 令和7年8月5日(火) 14時から17時まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者:(委員) 山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員、菊池委員
(事務局(法務文書課)) 大崎補佐、三宮チーフ、小坂会計年度任用職員
(公文書館) 宅間館長、小溝次長、堀川チーフ、宮本主幹、山端主幹、谷口主幹、山崎専門員、平尾専門員、武田専門員、山本会計年度任用職員

4 議事概要

- (1) 令和7年度第1回公文書管理委員会の議事録、議事概要を確認し、確定した。
- (2) 令和7年度第1回公文書管理委員会で継続審議となったもの(※県立学校の指導要録、職員会議に関する文書を除く)を説明

ア 新型コロナウイルス感染症に関する文書(知事部局:広報広聴課、農業政策課、水産業振興課、用地対策課、幡多福祉保健所)

- ・令和2年8月19日付け2高法文第204号「新型コロナウイルス感染症対策に係る公文書の取扱いについて(依頼)」及び令和2年9月「高知県の公文書における歴史的緊急事態マニュアル」をふまえて選別を実施
- ・農業政策課「令和元年度 新型コロナ感染症関係」、水産業振興課「新型コロナ対応 資源・漁場保全緊急支援事業 調査」等は他部局にはない詳細な資料が含まれる、コロナ渦における養殖漁業への影響が分かる等の理由から移管と判断した。
- ・保健政策課「新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設入所者カルテ」は軽症の患者の宿泊療養施設入所時における個々の入所記録であるため廃棄と判断した。

イ 第1回公文書管理委員会で現物確認が完了せず継続審議となった文書(知事部局:地域福祉政策課、福祉指導課、産業政策課、地産地消・外商課、農業基盤課、河川課、教育委員会事務局:教育政策課、教職員・福利課、幼保支援課、小中学校課、教育センター、高知県公立大学法人:法人本部、高知県立大学)

- ・産業政策課「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」、教育政策課の校務支援システムに関するファイル等は大学と企業の連携の取組が分かるもの、全国初で本県が導入した生徒の学習状況等のデータ管理システムに関する文書等に移管と判断した。

(3) 継続審議についての意見

【移管が適当】

- ・地域福祉政策課の平成9～17年度の高知県福祉基金に関する文書は高知県社会福祉協議会が行う基金理事会等の資料であり、県内の社会福祉における課題等が分かる文書であるため移管が適当。なお、平成11～14年度分が今回の諮問対象として出ていないので保存されている場合は同様に移管となるため所属に確認しておくこと。
- ・小中学校課の中山間地域事業提出資料については山間部の学校における活動の特色が分かる文書であるため移管が適当。

【廃棄が適当】

- ・農業基盤課の農村災害工事にに関する文書は南海トラフ地震対策とは関係のないものであるため廃棄が適当。同課の広報動画制作委託業務に関する文書は成果品がなく契約書のみであるため廃棄が適当。

【継続審議】

- ・保健政策課「新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設入所者カルテ」は患者への入院中の計画や入院対応等の記載がある文書だが、他の文書でこのファイルに記載されている統計的な情報が確認できるのか、現時点で分かっていない状態なので継続審議とし、再度検討しながら、なるべく早めに判断できるようにしたい。

(4) 公文書館長からの「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問について、公文書館から選別結果について、選別会議で議論となったものを中心に説明。

《集中管理書庫》

- ・市町村振興課の新過疎対策に関する文書は、令和3年3月末に期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法に基づき、次期過疎対策に向けた提言の検討を行ったものであり移管と判断。
- ・文化振興課の全国漫画家大会議に関する文書は、漫画文化の普及を目指し著名な漫画家や声優等を招き平成27年～令和7年まで11回にわたって開催された初回の会議の資料であり移管と判断。同課の文学館、県立美術館、新資料館（高知城歴史博物館）の工事に関する文書のうち、空調設備や改修、軽微な工事等は廃棄とし、起工式は移管と判断。

《所属保管》

(知事部局本庁)

- ・保健政策課の健康長寿県構想推進会議に関する文書は、健康政策部の重要施策である日本一の健康長寿県構想に関する資料であり、移管と判断。同課のやなせたかし氏が作成した歯の健康キャラクターに関する文書にもイラストやテーマソングに関する資料が含まれることから移管と判断。

(5) 諮問に関する主な意見

【移管が適当】

《集中管理書庫》

- ・政策企画課の政策調整会議に関する文書について、これまでは庁議に関する文書を移管としていたが、当該文書は庁議よりさらに詳しい資料が含まれ、また新型コロナウイルス感染症発生時の状況や対応等についての内容であるため移管が適当。
- ・市町村振興課の土佐清水市及び本山町の財政見通しに関する文書2冊は県と市が設けた協議会における将来計画、財政分析等の協議内容が含まれ、基礎自治体の財政状況等を示す資料であり移管が適当。
- ・子育て支援課の全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームに関する文書6冊は当時知事がチームリーダーを務めていた時期のものであり移管が適当。

《所属保管》(知事部局)

- ・保健政策課の四国4県連携事業に関する文書2冊は四国の災害医療の連携についての課題の検討及び解決に向けた実行、新たな課題の設定といった二段階の状況が分かる資料であり移管が適当。同課の平成30年7月豪雨等活動状況報告の文書は激甚災害に指定された災害のDMAT活動状況が分かるものであり移管が適当。

《所属保管》(警察本部)

- ・警察本部の職員選考採用関係の文書2冊は科学捜査研究所の研究者、武道指導の職員

採用等に関する文書であり、県独自の試験問題を含むため移管が適当。

- ・警察署の交番・駐在所連絡協議会綴の文書2冊は地域住民と交番駐在所の協議事項や会成立時に関する記録があり移管と判断。

【廃棄が適当】

《集中管理書庫》

- ・地域福祉政策課の災害弔慰金関連の文書は国が発出した通知をそのまま県が市町村へ送付したものであるため廃棄が適当。

- ・地域観光課の地域観光商品造成等委託業務に関する文書2冊は毎年実施する委託事業の報告書（研修資料や個別日報）であるため廃棄が適当。

《所属保管》（知事部局）

- ・保健政策課の東日本大震災支払書類に関する文書2冊は支払いに関する文書のみでそれ以外の内容は移管とする別ファイルに含まれるため廃棄が適当。また、同課の議会に関する文書2冊は議会開会前の調整に関する内容であり、質問・答弁に関する文書は業務所管課から移管されるため廃棄が適当。

5 その他

- ・令和7年度第3回公文書管理委員会の日程を令和8年2月3日（火）とすることを確認した。